「京都府社会福祉事業団中期運営計画」

～利用者満足度の向上をめざして～

1　計画策定について

(1)これまでの取組経過と策定趣旨

○（福）京都府社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は、昭和５２年８月の設立以来、京都府立心身障害者福祉センター等６つの福祉・医療施設（施設種別では８施設）の管理運営を順次担ってきました。

○平成１８年５月までは受託者として、平成１８年６月以降は、地方自治法の改正により、指定管理者として、常に利用者サービスの充実を追求し、効果的・効率的な運営を進めてきました。

○この間、新たな事業展開としては、京都府発達障害者支援センターの開設、高次脳機能障害を対象とした専門外来及び生活訓練事業の開始、発達障害児に係る放課後等デイサービス事業の開始、パラ・パワーリフティング競技のナショナル・トレーニングセンターの指定、介護保険サービスの提供や地域生活への移行をめざした居宅生活訓練事業の開始、市町村からの子育て支援事業や DV 被害者の一時保護の受け入れ事業の受託など、府民ニーズに即応してきました。

○また、福祉サービス第三者評価の受診や、きょうと福祉人材育成認証制度・「上位認証」の取得（令和元年度末の上位認証取得法人数は１２法人）のほか、法人虐待防止委員会を設置し、各施設の現場で指導をいただくなど、外部からの評価・指導も得ながら組織運営を進めてきました。

○一方、社会情勢に目を転じると、人口減少社会の進展やＡＩ・ＩＯＴ技術の活用、更には新型コロナウィルス感染症への対応など、様々な課題が生じています。

○こうした中、事業団として、次期指定管理者の選定も見据え、利用者満足度のより一層の向上を実現するため、運営計画を策定するものです。

(2)計画期間

令和３年（2021 年）度～令和７年（2025 年）度末　（５年間）

2　実現したい将来像

○法人を運営するに当たっては、短期・具体的な目標を設定することも大切ですが、中長期的な観点から、「ありたい姿」、「あるべき姿」について、共通認識を持つことも極めて重要と考えています。

○京都府では、令和元年１１月「京都府総合計画」～府民と共に京都夢実現プラン～が策定されました。この計画では、２０４０年の京都府の将来像が描かれるとともに、今後４年間で実施すべき具体の取組方策が明記されています。

○府立施設を運営する事業団としても、この総合計画の実現に向けた取組みを進めるべく、以下の３つを「実現したい将来像」に掲げることとします。

(1)利用者一人ひとりの満足度の向上を追求し続ける事業団

○事業団の施設は、子どもから高齢者、障害者など様々なニーズをお持ちの方々にご利用いただいています。

○こうした一人ひとりのニーズを的確に把握し、職員間で共有することにより、きめ細やかなサービスを提供すること、更に、その質の向上を追求し続ける姿勢は極めて大切です。

○一方で、従来から利用者満足度アンケートを実施していますが、何をもって満足度を測定するのかというのも難しい課題です。

○こうした課題も踏まえつつ、利用者一人ひとりの満足度の向上を追求し続ける事業団でありたいと考えます。

(2)地域や企業、大学など様々な主体とともに歩み続ける事業団

○府立施設を運営する事業団は、まさに地域の一員であり、地域に育てられ、また、地域と共に育ってきました。

○また、京都府は、伝統産業から先端産業までオンリーワンの中小企業が集積するとともに、人口当たりの大学数は全国トップの「大学のまち」です。

○伝統産業と先端産業の連携や、企業と大学との連携で新たな商品が生まれているように、様々な主体との連携には新たな可能性があります。

○事業団においても、各施設の連携はもとより、地域や京都の貴重な資源である企業・大学等多様な主体との連携により、「地域における公益的な取組み」を推進し、新たな光を放ち続ける事業団でありたいと考えます。

(3)人･財力を高め、強固な組織へと進化し続ける事業団

○上記に掲げた２つの将来像を実現するには、職員の能力を向上させるとともに健全な財務体質を確立させることが不可欠です。

○そのためには、職員一人ひとりのキャリアパスを通じた育成、また、３３種類の多職種を擁している事業団の強みを生かした人材育成を進め、職員が働きがいを感じることのできる組織づくりが必要です。

○「利用者一人ひとり」、そして、「職員一人ひとり」とのきめ細やかな目線を持つと同時に、利用者満足度の高いサービスを提供することで、安定的な利用料収入を確保するなど財務体質も含め強固な組織へと進化し続ける事業団でありたいと考えます。

3　3つの重点改革

○３つの将来像の実現に向け、具体的には、以下の取組みを進めます。

(1)利用者満足度の向上

①安心･安全なサービスの提供

虐待防止はもとより、災害対応や新型コロナウィルス感染症防止など、安心・安全の確保は、サービス提供の基本であり、万全の対策を講じるとともに、災害や感染症発生時の想定外の事象に対しても、臨機応変に対応できるよう努めます。

＜虐待･事故防止＞

○職務遂行上のマニュアルの整備と改善を定期的・計画的に実施し、支援の標準化を行うことにより支援技術の向上をめざすとともに、安心・安全で質の高い適切な支援を確実に提供し、利用者満足度の向上を図ります。

○虐待防止の取組みについて、虐待防止責任者（本部・各施設）を配置するほか、「法人虐待防止委員会」からの意見も踏まえ、各施設における勤務体制の整備、実践的な知識の習得、具体的対応方策の検討・共有等を進めます。

○本年７月、入所施設である心身障害者福祉センター、洛南寮及び桃山学園の３施設合同で設置した「身体拘束検討会議」での議論をレポート化し、職員周知を図るとともに、身体拘束をなくすための検討委員会を設置し、虐待防止につなげます。

○職員セルフチェック・施設間チェックの実施や虐待防止研修の全員受講を徹底します。

○職員が様々な悩み等について、個人で抱え込むことなくいつでも気軽に相談できる体制づくりや、職員間のコミュニケーションの活性化を図り、風通しの良い職場づくりを進めることで、虐待防止につなげます。

○事故防止については、各施設に設置している「事故防止委員会」に法人本部の事故防止推進員が継続的に参画し、事故・ヒヤリハット報告の分析を踏まえ、速やかに改善策を講じ、利用者の安心・安全の確保に努めます。

＜地震･水害等の自然災害対応＞

○自然災害や感染症等に係る施設管理･運営上のリスクマネジメントについては、引き続き、ＢＣＰ等の対応マニュアルの点検・整備を行うとともに、利用者の施設外避難等も踏まえた対応方策の検討を進め、定期的な研修や訓練を通じて、これに沿った対応を徹底し、緊急時の組織体制を強化します。

○リスクマネジメントワーキンググループを中心に、施設間で連携して、地震等の自然災害や感染症などの危機事象に対する課題を横断的に点検し、実効性のある取組みを進めます。

○災害発生時に備え、利用者に対するハザードマップの周知を徹底します。

○災害備蓄物資の点検・更新を進めるとともに、通信機器等の被災時必要物品の拡充に努めます。
○京都府災害派遣福祉チーム（京都ＤＷＡＴ）活動に参画し、災害発生時の派遣要請に応じるとともに、この活動を生かして事業団施設の災害対応を進めることや地域での防災活動に繋げるなど災害に強い地域づくりに取り組みます。
○城陽市の広域避難場所として、災害発生時には城陽市と連携し、地域住民の安全確保に協力します。（心障センター）
○京田辺市の福祉避難所として、他の福祉施設とも連携し、地域の要配慮者の安全確保に協力します。（洛南寮）

＜新型コロナウィルス等感染症対策＞
○新型コロナウィルス感染症については、未知の部分もあることから、国から示される各種の通知等情報収集に努め、常に最新の感染防止対策が講じられるよう、マニュアルの作成や広報・研修等により、情報提供、知識の習得を進めます。また、感染症対策委員会を設置し、効果的な対策を講じます。
○マスクや防護服、ゴーグル等の感染防止用資材の備蓄を進めます。
○利用者が感染し、施設内で支援することとなる場合に備え、隔離用個室の確保やいわゆるレッドゾーン等のゾーニングを行い、感染拡大防止等の環境整備を進めるほか、対応訓練を実施します。
○施設内において感染者等が発生した場合の事業継続に備え、施設毎・職種毎に「応援職員」を予め指定し、各施設間の職員応援体制を構築します。
○オンライン面会等、ＷＥＢを活用した利用者と家族とのコミュニケーションの機会を確保します。
○感染症や食中毒予防について、リハビリテーション病院の知見を活用し、より適切な対応をめざします。

②利用者サービス向上の取組み
利用者ニーズや社会情勢の変化を踏まえ、常にサービス向上の視点を持って取り組むとともに、第三者評価の定期受診や、毎年実施している職員による施設間チェック、職員・利用者アンケート等により浮き彫りとなった課題については、速やかに改善します。

各施設における具体的な取組みは、以下の通りです。

（心身障害者福祉センター）
○現場での困難事例に対し、外部の学識経験者等によるスーパーバイズやコンサルテーションを受ける仕組みを構築し、支援の充実を図ります。（障害者支援施設）
○高齢化や進行性の疾病により医療的ケアが必要となった場合にも、当施設での生活継続をめざし、附属病院のアドバイスを得て、医療的ケアの対応力向上について職員研修の実施や必要な機器の整備を進めます。
○入所施設利用者が地域移行した後、６５才以上となった場合（制度上は介護保険によるサービスが適用）においても、引き続き、本センターでの日中通所や短期入所の受入れが可能となるよう、介護保険と障害福祉の両方のサービスを提供できる「共生型サービス事業」の実施をめざします。

○高次脳機能障害について、診断から訓練、社会復帰までワンストップでサービスを提供します。（ひまわり・リハ病院）
○人工関節置換術など高度な整形外科治療からリハビリまでを一貫して実施します。（リハ病院）
○脳血管疾患や事故等により重複する後遺障害を抱える方に対し、訪問リハビリや訪問相談など、アウトリーチ型事業の実施をめざします。（リハ病院）
○高齢者の増加を踏まえ、外来患者通院時等の交通手段を確保するため、送迎サービスの実施を検討します。（リハ病院）
○入院・外来診療時の窓口料金について、スマホ決済やクレジットカード等、キャッシュレスでの支払いを可能にします。（リハ病院）
○パラ・パワーリフティングのナショナル・トレーニングセンターとして、京都府・競技団体と連携し、選手の練習環境の向上を進めるとともに、体験会等を開催し地域の障害者の方々に気軽に利用いただけるよう努めます。（体育館）

（洛南寮）
○地域生活移行者等の生活課題や福祉課題に対応するため、通所事業による日中活動や相談支援、就労支援を検討します。（救護施設）
○統合失調症等精神疾患を有する利用者の増加に対応するため、入院可能な精神科病院医師の派遣等についても、調整を進めます。（救護施設）
○救護施設における精神科病院入院患者の体験入所制度を導入し、病院退院者の受け皿としての機能を充実させます。（救護施設）
○救護施設における地域生活への移行をめざした居宅生活訓練事業（近隣アパートでの生活訓練）を充実させ、利用者の安心・安全と自立を支援します。（救護施設）
○バリアフリー対応や完全個室化、エレベーター整備等、利用者の多様化や重度化に適応した設備整備に努め、安心・安全な生活を支援します。（共通）
○門扉の改修やモニターカメラ、センサー等、新たな見守り機器を導入するなど、所在不明防止、転倒等の事故防止に対するリスク管理を強化します。（共通）

（東山母子生活支援施設）
○就業を含め、地域社会で母子が生活できるよう、利用者と職員、関係機関（措置機関、福祉事務所）との間で、課題を共有した自立支援計画を策定し、定期的（年２回）に見直し適切な支援を行います。
○新型コロナウィルス対策を念頭に、在宅授業、在宅ワーク、在宅学習等のため、利用者用 Wi-Fi 環境等の整備を進めます。

（視力障害者福祉センター）
○施設内サービス向上委員会を毎月開催し、利用者から寄せられた個別の要望や満足度調査で把握した要望に迅速に対応できる仕組みを構築します。
○あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の施術に特化した就労継続 B 型支援事業所を開設し、就労に結びつかなかった「あはき師免許取得」者に対し、臨床訓練を中心とした教育訓練を実施するとともに、地域住民に対するあはき施術を提供することで、地域住民への健康増進に寄与します。

（桃山学園）
○虐待や幼少期における養育者との愛着形成に課題がある児童に対して、外部ア

ドバイザーの参画も得、小規模なグループによる療育や心理的ケア等を提供することにより、できる限り良好な家庭的環境のもと、児童個々の状況に応じたきめ細やかな個別支援を行います。（障害児入所施設）

○「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」の改定（令和２年３月２７日）を踏まえ、被虐待児等社会的養護を必要とする児童を家庭における養育に近い環境のもとで健やかに育むとともに、豊かな人間性や社会性を身につけ、地域社会で自立できることをめざして支援します。

○学校や児童相談所などの外部機関からの委員参画による「桃山学園安全委員会」の活動（児童養護施設で行われている、子ども間暴力を軽減し安全な生活をめざそうとする「安全委員会方式」という一つの活動方法。当施設では平成２９年度から導入）を通じて、自身の思いを暴力によらず伝えることができるよう、児童及び職員がともに留意しながら、安心安全な環境づくりに取り組みます。（児童養護施設）

○桃山東小学校や桃山中学校との「学校学園連絡会」（３回/年）の開催や、多数の児童が通学する八幡支援学校の「学校評議員会」（３回/年）、「進路連絡会」（３回/年）への参加等、学校との情報共有や連絡調整等を密に行い、連携を強化し、児童の個々の希望や特性等に沿った学習や進路について支援します。（障害児入所施設）

○施設の利用状況も見ながら、短期入所の積極的な受け入れを進めます。（共通）

（こども発達支援センター）

○保護者支援の一環として、これまでの研修、学習会的な内容に加えて、「保護者交流会」の年１回以上の開催により保護者のリフレッシュや情報共有を進めます。

○療育を必要とする地域のニーズや両親の就労状況を踏まえ、低年齢児（０～１歳児）クラスの開設や年長児を対象とした並行通園クラスの開設、通園回数の弾力化等、サービスを多様化し利用者増を図ります。また今後、単独通園の導入の可否についても検討を行います。

（注）並行通園：地域の幼稚園や保育所に通いながら当センターで週１回（午後２時間）療育を実施するクラス

○発達障害の専門外来は一般病院での開設はまだ少なく、若手医師が診療を経験できる場が限られているため、京都府立医科大学小児科・精神科と連携し、診療の見学や実習を積極的に受け入れ、発達障害の診療をできる医師の育成に努めます。

○医療機関の受診がスムーズにいくよう、京都府や、管内市町村の母子保健部門等と連携し、地域の診療体制の確立など、地域の医療体制の構築に貢献します。

（発達障害者支援センター）

○発達障害に関する府民の理解促進につながる取組みを強化し、発達障害があっても、暮らしやすい社会をめざします。

○光刺激や音刺激に過敏な利用者への配慮として、蛍光灯の明るさを調整できる機器の活用、防音効果の高い相談室の工夫など、相談しやすい清潔な環境づくりに取り組みます。

○発達障害児の子育てに悩む保護者に対し、京都府で養成したペアレントメンターを派遣し、保護者の思いの傾聴や情報提供を行うことで育児不安の軽減を図ります。

○医療専門職に対する発達障害に関する研修を実施し、発達障害児者の診察時にその特性を理解して診察ができる医療機関の増加につなげます。

③多様な各施設の連携による特色ある取組み

事業団は、８種類の施設を運営し、３３種の職種を有する福祉の専門家集団です。こうした多様な施設・職種の連携・協働により、特色ある先進的な取組みを進めます。

【心身障害者福祉センター（附属リハビリテーション病院）×こども発達支援センター×発達障害者支援センター】

○「こども発達支援センター」の利用者が 18 歳（高校卒業）に達した後も適切な支援・治療が受けられるよう、リハビリテーション病院への通院等の受け入れについて、「個別検討会議」を開催してスムーズな移行につなげるなど、障害「児」から障害「者」への切れ目のない支援を進めます。

○発達障害者支援センターの利用者を両医療機関への通院につなげることや、通院者に対する同センターでの相談対応等、相談機関と医療機関との相互連携を進めます。

【心身障害者福祉センター（附属リハビリテーション病院）×各施設】

○各施設の利用者及び職員の健康管理を支援します。

【東山母子生活支援施設×桃山学園】

○桃山学園児童養護施設の入所児童について、母親との生活が可能なケースについては、児童相談所とも連携し東山母子生活支援施設への入所を受け入れ、母子統合に取り組みます。

【視力障害者福祉センター×洛南寮】

○視力障害者福祉センターから洛南寮を訪問し、入所高齢者等に対し、あん摩施術を提供し、入所者の健康増進に寄与します。

【桃山学園：児童養護施設×障害児入所施設】

○障害を抱え、いずれの施設であっても入所対象となる児童がみられる中、両施設が同一敷地に立地するという全国唯一の強みを生かし、いずれの施設がより適切な支援に繋がるかや、児童養護施設から障害児入所施設への措置変更などについて、児童相談所も含めた定期協議の場を設置します。

○両施設における各種行事や公用車の運行状況、会議室の利用等について、両施設のすべての端末から把握できるようにする等、施設の運営面での連携を強化します。

【桃山学園×こども発達支援センター】

○こども発達支援センター利用者に対し、桃山学園（障害児入所施設）の施設や療育内容を紹介する動画の作成、見学会の開催等の情報提供を行い、レスパイトとしての活用等につなげ、利用者支援を進めます。

○こども発達支援センターで地域の保育士等への指導・サポートを実施する「保育所等訪問支援事業」の対象施設に桃山学園（児童養護施設）を加え、発達障

害や虐待児童に対し、きめ細やかな支援を進めます。

【こども発達支援センター×発達障害者支援センター】
○こども発達支援センターの放課後等デイサービス事業について、発達障害者支援センター（こども相談室）と定期的な協議の場を設け、全国のモデルとなる放課後等デイサービス事業をめざします。

【発達障害者支援センター×桃山学園×東山母子生活支援施設】
○発達障害者支援センターが有する相談・支援のスキルを、他の児童福祉施設の運営に活用し、支援の専門性向上をめざします。

【全施設連携】
○事業団が有する子ども・高齢者・障害者福祉に関する物的・人的資源を結集した「地域福祉支援チーム」を設置し、施設退所者が地域でも円滑に生活できるよう伴走型支援をめざします。
○各職員が施設運営に効果的と思われるスキルを登録し、各施設で生じた課題に応じて、登録職員を派遣する「専門性バンク」を創設し、多様な職種や資格を有する事業団の強みを効果的に活用します。また、将来的には他法人にも活用可能な仕組みをめざします。

④地球環境を守る取組み

地球環境と調和した持続可能な社会を築き上げるため、以下の取組みを進めます。
○照明のＬＥＤ化等を進めます。
○ゴミの分別を徹底し、ゴミの減量化・再資源化の取組みを進めます。
○再利用可能な物品や自然にやさしい物品購入を進めます。
○京都フードセンターと連携を図り、賞味期限切れ前の食品等の積極的な受入を行うことにより、食品ロスの削減を進めます。

（2）地域や企業、大学など様々な主体との連携・協働

①地域との連携・協働

各施設において、以下の取組みを進め、地域に開かれた、地域と共に歩む事業団づくりを進めます。

（心身障害者福祉センター）
○地域の農業者や福祉事業所と連携したノウフク連携を推進し、販売拠点の設置をめざします。
○地域包括ケアを推進する観点から、地域の医療機関や福祉施設との連携により、入退院支援機能を強化します。
○院内コンサートの開催により、地域に開かれた施設づくりを進めます。
○高齢者を対象とした、医療やリハビリに関する講座・講演会を開催するなど病院の知見を地域に還元するとともに利用者の確保につなげます。

○地域の学校や自治会等で開催される車椅子体験会、ボランティア講座、福祉講演会等に講師派遣等の協力を進めます。
○グラウンド、テニスコートの有効活用について、府民向けに一般開放を含めて検討・実施します。

（洛南寮）
○地域交流の促進をめざし、新たに地域交流スペースを設け、イベント開催や介護予防体操等施設機能と合わせて地域へ開放します。
○施設内喫茶の対象を地域住民まで拡げ、地域交流・地域貢献を促進します。
○施設行事等について、住民の参画を促進し、地域イベントとして定着させていきます。
○退所者の住まい確保として、市町村と連携した空き家の活用を進めるとともに、通所での就労支援等生活支援に取り組みます。

（東山母子生活支援）
○利用者に対し、地域行事への積極的な参加を呼びかけるなど、地域との連携を強化します。

（視力障害者福祉センター）
○あん摩、はり臨床実習や地域あん摩奉仕（年間約 1，000 名の利用）、健康講座を継続して開催し、地域住民の健康増進に貢献します。
○新たに地域福祉に寄与する活動（ふれあいサロン、認知症予防教室等）の場として、地域住民への施設利用を促進し、施設の地域開放を進めます。

（桃山学園）
○桃山東学区主催の運動会や各種講演会等の地域行事に積極的に参加し、地域との連携を強化します。
○学区機関紙「桃山東だより」への投稿内容等を工夫し、地域への情報発信を強化します。
○桃山地区全体の御香宮祭礼に継続して参加し、地域文化の担い手としての役割を果たします。
○地域の児童福祉施設（児童館・保育園）や京都市南部障害者地域自立支援協議会との連携を図り、地域の子育て相談や講演会等を実施します。

（こども発達支援センター）
○保育所等訪問支援事業について、近隣の児童養護施設や乳児院にも対象を広げます。
○山城広域振興局管内の各市町村の自立支援協議会及び保健所単位に設置されている圏域自立支援協議会に積極的に参加し、センターが培ってきたノウハウの提供、地域の抱える課題の共有、ネットワークの強化等に寄与します。

（発達障害者支援センター）
○教育、福祉、労働機関との連携協議会、障害者自立支援協議会等への参加により、地域課題を共有し、発達障害児者支援の実践面において中心的な役割を果たします。

②企業、大学等との連携・協働

各施設において、以下の京都ならではの取組みを進めます。

（心身障害者福祉センター）

○宇治田原工業団地の企業に対する健康教育の実施や、企業からボランティアを募るなど、相互連携を進めます。

○福祉施設・事業所との協働により、障害者スポーツの振興、普及啓発に取り組みます。

○府立医科大学と連携し、学生や医師の教育・研究の場としての役割を果たします。

○「京都府リハビリテーション教育センター」等医療人材育成機関との連携強化により、実習・研修生の受け入れを進めます。

○同志社大学等近隣大学のスポーツ関係学科等との連携により、障害者スポーツ指導員の育成やボランティアの発掘、育成、定着を計画的に推進します。

○特別支援学校と連携し、障害児に対するリハビリやスポーツトレーニングの取組みを進めます。

○南京都病院等他の医療機関からの依頼によるリハビリについても、連携を強化し積極的に対応します。

（洛南寮）

○地域の社会福祉協議会や自立支援協議会、民生児童委員、更には地域の商店等と連携し、地域が抱える福祉的課題の共有と解決に向けたネットワークの強化に努めます。

（東山母子生活支援施設）

○大学との連携を強化し、大学生ボランティアの積極的受入れを進めます。

（視力障害者福祉センター）

○京都府立盲学校や京都ライトハウス、関西盲導犬協会等との視覚障害者支援団体との連携を強化し、視覚障害者に対する理解や支援への啓発活動、障害者の社会参加の促進に取り組みます。

○明治国際医療大学との連携を強化し、最新医学に関する知識や技術の提供を受け、教員の教授力を向上させ、あはき師養成教育を充実させます。

（桃山学園）

○京都中小企業家同友会との協働による就労体験実習・交流会を継続的に実施し児童の社会的自立に向けた支援を進めます。

○福祉系大学との協働で、児童が抱える養育者との愛着形成を巡る課題や社会的養育のあり方について共同研究を進めます。

（こども発達支援センター）

○放課後等デイサービスにボランティアとして参画している同志社大学（心理学部）との連携について、年間を通した継続的な参画により、学生の臨床経験の向上に寄与するとともに、学生との意見交換等を通じて職員の側も新たな気づきや支援方法について考察する機会につなげます。

○府立医科大学と協働し障害児及びその保護者支援のあり方等について共同研究を進めます。
○コミュニケーション機器（意思伝達用具等）の利用について、情報収集を進め、大学、企業と連携した取組みに努めます。

（発達障害者支援センター）
○大学の「学生相談室（障害学生支援室）」と連携し、発達障害を抱える学生への支援の仕組みを構築し、発達障害を有していても、京都の大学なら安心して通学できる環境をつくります。
○京都大学大学院（医学研究科）、京都教育大学（発達障害学科）、佛教大学（臨床心理学科）と連携し、相談ケースについてのスーパーバイズを受けたり、発達障害児に関わる専門職養成研修の講師を依頼するなど、大学の知見を活用した相談の充実や人材育成を進めます。

（3）人材･財政等組織基盤の強化

①人材の確保･定着、育成と働きがいのある職場づくり

安心・安全で質の高い福祉・医療サービスを安定的に提供するには、人材の確保から育成まで体系的な取組みを進める必要があります。
具体的には、以下の取組みを進めます。

＜人材の確保・定着＞
○人材の確保・育成に体系的に取り組むため「人材確保・育成推進役（仮称）」を配置します。
○事業団ホームページに「人材確保専用ページ」を設けるとともに、動画を活用した施設の紹介など、求職者に対する効果的な広報を進めます。
○人材確保・定着の取組みを効果的に進めるため法人内に設置している「広報委員会」の活動を継続し、ＳＮＳなど時代の変化に応じたツールを活用します。また、人材育成の視点からも定期的に委員の交代を図ります。
○業界団体等が提供するリクルート関連のシステム・ツールも積極的に活用し、福祉の仕事の内容や魅力を広く発信するとともに、実習生受け入れ等他団体や大学とも協働しながら、人材確保を進めます。
○施設の特性に応じて、心理療法、理学療法、自立支援など一層の充実を図ることのできる専門的職種の確保・配置を段階的に推進します。
○介護等福祉人材に係る雇用環境の変化を踏まえ、新たな「福祉人材受入検討チーム」を設置し、関係機関との連携の下、外国人、高齢者、障害者、救護施設の就労訓練利用者等の雇用や就労支援、そのための職場環境の整備について検討を進め、人材確保を進めます。
○きょうと福祉人材育成認証制度について、認証基準を踏まえた取組みを充実させ、上位認証の更新につなげます。
○組織活性化プログラム（職員アンケート）等の実施により、職員の声を組織運営や活性化につなげる仕組みを構築します。
○ロボットスーツや重度障害者用意思伝達装置、タブレット機器、インカム（無線通信機器）等のＩＴ機器や移動・移乗等の介護機器の適切な導入により、効率的・効果的で安心・安全に支援業務等を行える環境を整備し、介護施設ではノーリフティングケアを一層推進します。

＜人材の育成＞

○目標達成とキャリアパス充足を評価する人事考課制度の運用を通じて人材育成を進めます。また、適宜点検を行い、人事考課結果の給与処遇への反映も展望し、能力・実績に応じた処遇、やる気ＵＰにつながる処遇をめざします。

○法人内に設置している「研修委員会」を中心に、オンライン研修や動画配信等のＷＥＢ上の仕組みの活用、外部講師・外部アドバイザーの活用、グループでの実践型研修など、効果的な研修体系を構築します。

○キャリアパスに沿った法人内外の研修の積極的な実施により、新しい情報や知識・技能の習得を進めます。また、法人内の他施設が実施する専門研修への横断的参加を推進することにより、幅広い専門的知識の習得や各施設の連携強化による組織力向上にもつなげます。

○各施設内での専門的なテーマのほか、施設の枠を超えた法人全体で横断的なテーマによる調査・研究（大学等との共同研究も含む）を推進し、広く外部に発表・公開します。

○人権や権利擁護等、福祉・医療サービス提供の基本となる研修については、継続して実施します。

○若手職員の育成については、入職後の早い段階からスキルアップのために専門的知識の習得を進めるとともに、各施設の連携強化等にも資する総合的な知識も習得できるよう、ジョブローテーションを実施します。併せて、エルダー制度（先輩職員がマンツーマンでサポートする仕組み）やＯＪＴの充実、マニュアル整備等の効果的なサポート体制を構築します。

○職員が地元自治体や関係機関等が行う研修会等の講師としての役割が果たせるよう、養成研修の受講のサポートを行うとともに、「講師派遣者リスト」を公開し、講師派遣のニーズに対応します。

○京都府の実施する職員の研究事業（ベンチャー）等に参画し、福祉現場の実践が政策に結びつく取組みを進めます。

＜働き方改革＞

○働き方改革（同一労働同一賃金）等に対応するために、令和２年４月からスタートした新たな給与制度について、同制度の円滑な運用・検証に努め、働きがいのある職場づくりをめざします。

○総実労働時間の短縮（勤務シフト作成時に休暇を組み込むなど休暇の取得推進と事前命令の徹底等時間外勤務の縮減）と健康の保持・増進により、職員の職業生活と家庭生活の充実を推進します。

○事務業務の効率化を一層推進するため、「業務改善推進チーム」を設置するほかタブレット機器を活用するとともに、全職員一斉に情報伝達が可能なツール（Slack など）を導入するなど、無駄を省き情報共有・連携を強化する職場環境づくりを推進します。

○感染症拡大等の緊急事態への対応や効率的・効果的な新たな働き方の実現に向け、テレワーク（在宅勤務）、時差出勤、フレックスタイム（柔軟な勤務時間）制などの取組を推進します。

○短時間雇用やスポットタイム雇用（食事・入浴・夜勤時）などの労働条件を整備します。

② 子育てや介護にやさしい職場づくり

○次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」や京都府が進める「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」、厚生労働省の「くるみん認定取得」等により、子育て環境の向上に向けた具体的な行動を宣言・実践し、子育てにや

さしい職場づくりを進めます。

○仕事と育児の両立について、職場での理解を深めるとともに、休業・休暇制度の周知とその取得を推進します。特に、男性職員についても、育児休暇・休業の取得を希望する職員が全員取得できるよう職場環境の整備を進めます。

○産前産後休暇や育児休業中の職員に対して、休務に伴う不安の解消とモチベーションの維持・向上のため、コミュニケーションや気分転換の機会を提供できるよう「法人内子育てサロン」（ＷＥＢ開催含む）を設け、定期的に開催します。また、職場復帰に備え、本人の意向に沿って、休業期間中の職務関連情報や技術の提供等により、円滑な職場復帰を支援します。

○仕事と不妊治療の両立について、職場での理解を深めるとともに、特別休暇の制度を創設します。

○仕事と介護の両立について、職場での理解促進等両立を支える職場環境の整備や休業・休暇制度の職員への周知により、その取得を促進します。

③ 組織･財務体質の強化、業務効率化の取組み

○総合職員については、定期的な人事異動により、適材適所の職員配置とキャリア形成を進めるとともに、令和 2 年 4 月 1 日に実施した地域職員配置の効果を検証し、効果的な執行体制を確立します。

※地域職員：総合職員と同等の職務・職責を担うが、当該施設のみに継続して勤務する職員

○理事会や評議員会の円滑な運営をはじめ、地域での公益的な取組の推進など社会福祉法の趣旨に則った適正な法人運営を推進するとともに、新たに同法に基づく会計監査人を設置し、事業運営の透明性の向上を進めます。

○効果的・効率的な運営を進め、当該収支差を埋めるための運営経費支援相当分について、別紙「収支計画」に掲げた縮減を図ります。

【５年間累計で前期比 125,782 千円の減】

○各施設の事業において、毎年、経営目標（数値目標）を設定し、定期的な進捗管理を行い、収支バランスのとれた安定的な法人経営をめざします。特に、利用状況の変動については、原因を分析の上、適宜必要な対応を行います。

○コロナ禍での新しい生活様式の下で、各種会議や委員会を効率的・効果的に開催できるよう、ペーパーレス化やオンライン会議・ビジネスチャット等ＷＥＢ上の仕組みを積極的に活用し､経費の節減･情報共有と意思決定の迅速化を図ります。

○業務の必要性、進め方等について不断の点検・見直しを進め、業務の効率化と併せて事務的経費を５年後に１０％削減します。【５年間累計で前期比 12,744 千円の減】

○「クラウドファンディング」の活用等、時代の変化に応じた民間外部資金の導入を進めます。

④ 府民への情報発信の強化

○ホームページにおいて、各施設で重点的に取り組むサービスや特色ある試みなどをＷＥＢマガジンとして紹介するとともに、施設ごとにＳＮＳから発信する日常風景や行事の様子等もホームページと連携させることにより、効果的にＰＲします。

○府民の方々から、福祉に関して広く相談を受ける窓口（「福祉よろず相談」等）を設置し、困りごとや疑問などに応えるとともに、法人内のサービスを紹介、発信します。

○職員が執筆した実践・研究論文について、ホームページで公開するなど情報発信を強化します。

○各施設の利用者の作品制作について、衣料関係やイベント関連企業との協働や、ほっとはあとセンターとの連携による販売の拡大等により、利用者の参画意欲を高めるなど満足度の向上を図るとともに、事業団の広報にもつなげます。
○利用者の作品の発表の場として、京都府の障害者芸術施策を活用し、「art space co-jin（アートスペースコージン）（きょうと障害者文化芸術推進機構）」や、「ぷらり嵐山」での展示の他、独自の展覧会の開催を進めます。
○介護講座については、継続して実施し、介護技術の動画配信等により、家庭や地域の介護者へ有益な情報を提供します。

４　数値目標

（１）法人共通目標

①利用者満足度の向上

○事故発生件数の減　　全施設０件（②：１７件）

○ヒヤリハット（レベル３）の減

・心身障害者福祉センター	２０件以下	（②：２７件）
・洛南寮（養護老人）	７件以下	（②：　８件）
・洛南寮（救護施設）	２８件以下	（②：４０件）
・東山母子生活支援	０件	（②：　２件）
・視力障害者福祉センター	０件	（②：　０件）
・桃山学園（障害児入所）	０件	（②：１４件）
・桃山学園（児童養護）	０件	（②：　７件）
・こども発達支援センター	０件	（②：　１件）
・発達障害者支援センター	非該当	

※基本的にはヒヤリハット（レベル３）も０件をめざすよう取り組む

○利用者満足度アンケート「満足・やや満足」と回答した者の割合の増（以下の目標数値以上をめざす）

・心身障害者福祉センター	７０％	（②５２．３％）
・心障センター附属リハビリ病院	８０％	（②７２．７％）
・洛南寮（養護老人）	７０％	（②５５．３％）
・洛南寮（救護施設）	７０％	（②５２．５％）
・東山母子生活支援	８０％	（②７５．０％）
・視力障害者福祉センター	６０％	（②４７．６％）
・こども発達支援センター（児童発達）	９５％	（②９１．７％）
・こども発達支援センター（診療）	８５％	（②７４．５％）
・こども発達支援センター（放課後デイ）	１００％	（②１００％）
・発達障害者支援センター	９０％	（②８４．３％）

※桃山学園は個別に意見を聴取

②財務体質の強化

○利用料金の増収

→　前期（５年間）比２億円の増（4,507 百万円→4,708 百万円）

○指定管理料に係る一般財源（運営費支援相当分）の減

→　前期（５年間）比１．２億円の減（3,703 百万円→3,577 百万円）

→　最終年度（Ｒ⑦）に６億円台に減

③人材確保育成の強化

○令和２年度実績数値以上をめざす

〈参考：上位認証基準〉

・正規職員の離職率（過去３か年）１６％未満

・新卒入職者の入職後１年以内の離職率（過去３か年）２０％未満

・正規職員の有給休暇取得率５０％以上

・正規職員の離職率：４％未満　（②　５％）

・新卒入職者の入職後１年以内の離職率：５%未満　（②　０％）

・年次有給休暇取得率：５５％以上　（②　５５％）

・時間外勤務の縮減：前年度比２％縮減・月４５時間超職員の解消

（②　-　）

・育児休暇・休業等の取得率：

女性職員１００％　（②１００％）

男性職員１５％（希望者１００％）・休業等１人以上　（②　－　）

・女性の管理職員割合：４０％・役付職員割合５５％

（③管理職３４％・役付職員５７％）

（２）施設別目標

①心身障害者福祉センター

○入所施設の入所率　年間平均９５％（②９３％）

○入院患者数月平均　１６名（②１２．７名）

○外来患者数月平均　８０名（②６５．７名）

○高次脳機能障害新規受け入れ　２０名以上（②１３名）

○新規障害児(者)歯科患者　１５名/年（②１０名/年）

○周術期口腔ケア　３０名/年（②４０名/年）

②洛南寮

○施設入所率：　養護老人ホーム　年間平均９５％（②８６．３％）

救護施設　年間平均９５％（②８９．０％)

③東山母子生活支援施

○施設入所率：　年間平均８５％（②６６．２５％）

④視力障害者福祉センター

○就労移行支援（養成施設）　年間平均在籍者数２５名（②２３名）

○施設入所支援（宿舎利用）　利用者数１０名（年間平均在籍者数）（②８名）

○就労継続支援 B 型事業所　　利用者数：５名（１日平均）（② - ）

⑤桃山学園

○施設入所率：　　障害児入所施設　年間平均８５％（②７８．１％）
　　児童養護施設　　年間平均９５％（②９７．２％）

⑥こども発達支援センター

○児童発達支援事業(1 日あたりの通園児数年間平均)

・福祉型　　２０名／日（②１６．９名）
・医療型　　８名／日（②　３．４名）
・重症心身障害児　　２名／日（②　１．７名）

○診療部門

・セラピー実施人数　平均延べ７８０名／月（②平均延べ７７１名／月）
・心理検査件数　　平均７０件／月　（②平均７６．２件/月）
・初診待機期間の抑制　　４ヶ月以内　（②３．８７ヶ月）

○放課後等デイサービス

・利用者数　１０名／日、平均利用率１００％（②８．６名/日、８６％）
・契約者数　４０名（②４５名）

⑦発達障害者支援センター

○府民理解促進の各種講演会：集客数１０％以上の増加（②中止①１８５名）
○ペアレントメンター事業：活動件数１０％以上の増加（②中止①府南部４件）

5　収支計画

（単位：千円）

項目			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計	備考
収入項目	利用料金収入		930,645	938,409	943,415	946,565	949,744	4,708,778	
	府指定管理料		1,397,804	1,381,993	1,382,240	1,371,665	1,355,864	6,889,566	
		使用料及び手数料	3,898	3,898	3,898	3,898	3,898	19,490	
		負担金	523,244	523,244	523,244	523,244	523,244	2,616,220	
		国庫	67,656	67,656	67,656	67,656	67,656	338,280	
		一財（義務）	67,656	67,656	67,656	67,656	67,656	338,280	
		一財（運営費）	735,350	719,539	719,786	709,211	693,410	3,577,296	
	府委託料等		123,764	52,107	52,107	52,107	52,107	332,192	
	雑収入等		13,215	13,215	13,215	13,215	13,215	66,075	
	積立金取り崩し		15,866	10,000	10,000	10,000	10,000	55,866	
	収入合計（A）		2,481,294	2,395,724	2,400,977	2,393,552	2,380,930	12,052,477	

項目			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計	備考
支出項目	人件費	給与等	1,625,723	1,633,024	1,640,243	1,635,825	1,626,254	8,161,069	
		計	1,625,723	1,633,024	1,640,243	1,635,825	1,626,254	8,161,069	
	物件費等	施設・備品費	19,398	20,000	20,000	20,000	20,000	99,398	
		修繕費	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	130,000	
		消耗品費等事務費	33,576	32,979	32,392	31,818	31,254	162,019	
		施設管理費等	766,597	673,721	672,342	669,909	667,422	3,449,991	
		予備費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000	
		計	855,571	762,700	760,734	757,727	754,676	3,891,408	
	支出合計（B）		2,481,294	2,395,724	2,400,977	2,393,552	2,380,930	12,052,477	
収支差額（A）－（B）			0	0	0	0	0	0	

6　進行管理

→　計画に基づく取組状況を毎年度集約するとともに、計画の中間年度（令和５年度）において、諸制度の変更や利用状況等踏まえ、全面的に検証・評価を実施。